

■2025年5月 水質検査結果（市内末端じゃ口）

全ての末端じゃ口において水質基準をクリアしており、水質管理目標設定項目についても良好な結果となっていました。

●水質基準項目（法令で基準値を守ることとされている項目）

No.	項目及び単位 （ ）は法令で定められた基準値を示す	明石川 浄水場系 (大蔵海岸)	鳥羽 浄水場系 (船上浄化 センター)	西部 配水場系 (大久保分 署)	魚住 浄水場系 (二見浄化 センター)
	検 査 日	5月7日	5月14日	5月20日	5月20日
-	水温 ℃ -	17.9	19.2	19.8	19.5
1	一般細菌 個/mL (100以下)	0	0	0	0
2	大腸菌 MPN/100mL (検出されないこと)	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物 mg/L (0.003以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物 mg/L (0.0005以下)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素 mg/L (0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 mg/L (10以下)	0.34	0.27	0.89	1.4
12	フッ素及びその化合物 mg/L (0.8以下)	0.12	0.16	0.11	<0.08
13	ホウ素及びその化合物 mg/L (1.0以下)	0.1	0.2	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素 mg/L (0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン mg/L (0.05以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	γ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン mg/L (0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸 mg/L (0.6以下)	0.10	0.10	<0.06	0.07
22	クロロ酢酸 mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム mg/L (0.06以下)	0.001	0.003	0.004	<0.001
24	ジクロロ酢酸 mg/L (0.03以下)	<0.003	0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン mg/L (0.1以下)	0.003	0.011	0.003	<0.001
26	臭素酸 mg/L (0.01以下)	0.0013	0.0016	0.0002	0.0004
27	総トリハロメタン mg/L (0.1以下)	0.009	0.031	0.011	<0.001
28	トリクロロ酢酸 mg/L (0.03以下)	<0.003	0.003	0.004	<0.003
29	ブromジクロロメタン mg/L (0.03以下)	0.002	0.006	0.004	<0.001
30	ブromホルム mg/L (0.09以下)	0.003	0.011	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド mg/L (0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物 mg/L (1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物 mg/L (0.2以下)	0.02	0.01	0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物 mg/L (0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物 mg/L (1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物 mg/L (200以下)	28	28	16	22
37	マンガン及びその化合物 mg/L (0.05以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン mg/L (200以下)	24	59	30	49
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) mg/L (300以下)	63	88	50	66
40	蒸発残留物 mg/L (500以下)	170	210	140	200
41	陰イオン界面活性剤 mg/L (0.2以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン mg/L (0.00001以下)	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール mg/L (0.00001以下)	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤 mg/L (0.02以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類 mg/L (0.005以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量） mg/L (3以下)	0.5	0.9	0.6	0.1
47	pH値 (5.8以上8.6以下)	7.0	7.4	7.0	6.7
48	味 (異常でないこと)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気 (異常でないこと)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 度 (5以下)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度 度 (2以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

●水質管理目標設定項目（水質管理上留意すべき項目）

No.	項目及び単位 () は法令で定められた目標値を示す	明石川 浄水場系	鳥羽 浄水場系	西部 配水場系	魚住 浄水場系
		(大蔵海岸)	(船上浄化 センター)	(大久保分 署)	(二見浄化 センター)
1	アンチモン及びその化合物 mg/L (0.02以下)	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015
2	ウラン及びその化合物 mg/L (0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	ニッケル及びその化合物 mg/L (0.02以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5	1,2-ジクロロエタン mg/L (0.004以下)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
8	トルエン mg/L (0.4以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) mg/L (0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
10	亜塩素酸 mg/L (0.6以下)	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
12	二酸化塩素 (注1) mg/L (0.6以下)	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
14	抱水クロラール mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
15	農薬類 (1以下)	-	-	-	-
16	残留塩素 mg/L (1以下)	0.6	0.5	0.5	0.5
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） (注2) mg/L (10以上100以下)	63	88	50	66
18	マンガン及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	遊離炭酸 mg/L (20以下)	6.6	3.2	7.5	13
20	1,1,1-トリクロロエタン mg/L (0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
21	メチル-tert-ブチルエーテル mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） mg/L (3以下)	0.2	1.2	0.8	0.2
23	臭気強度（TON） (3以下)	<1	<1	<1	<1
24	蒸発残留物 (注2) mg/L (30以上200以下)	170	210	140	200
25	濁度 度 (1以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
26	pH値 (注3) (7.5程度)	7.0	7.4	7.0	6.7
27	腐食性（ランゲリア指数） (注3) (-1程度以上、極力0)	-1.6	-1.0	-2.0	-2.3
28	従属栄養細菌 個/mL (2000以下)	<1	<1	<1	<1
29	1,1-ジクロロエチレン mg/L (0.1以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
30	アルミニウム及びその化合物 mg/L (0.1以下)	0.02	0.01	0.01	<0.01
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオktan酸(PFOA) mg/L (0.000050以下)	-	-	-	-

※表中の記号「-」は今回の検査対象外の項目です。また記号「<」は検出されなかったという意味です。

（注1）浄水処理の消毒に使用していないため、検査を行いません。

（注2）目標値を超える場合もありますが、これは水道原水に含まれている「ミネラル成分」などによる影響です。

なお、基準値は下回っており安心してご利用できます。

（注3）水道管等に対する腐食の影響度を示すもので、「人の健康」や「水のおいしさ」等とは直接関係しません。